「８月２９日第二次疎開裁判の提訴」について
東京での記者会見・集会のお知らせ

第二次疎開裁判とは‥‥

見えない戦火のなかの子どもたちを救い出す裁判

世界で最も過酷な子育て中の福島の親子を救い出す裁判

国と福島県の３．１１以後の救護対策の誤りを裁く裁判

経済復興・帰還最優先の政策を命の復興最優先の政策に転換させるための裁判

私たちは今月２９日（金)、第二次ふくしま集団疎開裁判を提訴します。この裁判は、今、目に見えない戦火の中に閉じ込められている福島の子どもたちの命を救うため、これまで福島の子どもたちの救済をサボタージュしてきた日本政府に対し、国策の緊急かつ最優先課題として、その実行を正面から求めるものです。「福島の子どもたちは危ない」と認めた第一次ふくしま集団疎開裁判の仙台高裁の判決（昨年４月２４日）は世界中に報道され、大きな注目を集めました(→http://goo.gl/E9u3ny)。今回の裁判はその続編です。提訴に先立ち、なぜ、いま、第二次ふくしま集団疎開裁判を提訴するのかその理由と目的を語る記者会見と集会を、１８日に東京で以下の要領で開きます。この裁判は日本の未来の行方を決めるものです、子どもの命を切り捨てる道徳的退廃の社会に成り果てるのかどうかという。その行方を最終的に決めるのは私たち市民自身の意識です。福島の子どもたちの命を生かすも殺すも私たち次第なのです。市民はひとりでは無力でもつながれば力になります。ひとりでも多くの人々にこの裁判のことを知っていただきたくて、１８日の集会に参加を呼びかけました。私たちひとりひとりの小さな行動の積み重ねが、福島の子どもたちの命を救い、日本社会を道徳的退廃から救うことを胸に刻み、万障繰り合わせの上出席いただくことをお願い申し上げます。

時　間：８月１８日（月）１７時～１８時４５分（１６時半　開場）
場　所：参議院議員会館　講堂
出席者：原告予定者（福島のお母さんたち）
第二次疎開裁判の弁護団（光前　幸一・柳原　敏夫）
支援者（交渉中）
主催者：ふくしま集団疎開裁判の会
連絡先：090－8494－3856（岡田）　nijisaiban@gamil.com

記者会見・集会の趣旨

世界中のメディアに報道された昨年４月２４日の第一次疎開裁判の仙台高裁判決、その中で裁判所は世界中が注目した以下の認定をしました（→http://goo.gl/Vqsh8h）。

①．低線量被ばくにより子どもたちの生命・健康に由々しい事態の進行が懸念される。

②．除染技術の未開発、仮置場問題の未解決等により除染は十分な成果が得られていない。

③．被ばくの危険を回避するためには、安全な他の地域に避難するしか手段がない。

その後、福島県では、これらの事実の正しさが次々と証明されています。目に見えない放射能という爆弾が毎日、毎分、毎秒、福島の子どもたちのからだにふっています。耳をすませて私たちの良心に向き合えば、今、私たちが国をあげて緊急に取り組むべき最優先課題が何かは明らかです――除染によっても除去されない放射能という戦火の中に閉じ込められた福島の子どもたちの命を守るために、子どもたちを今すぐ安全な場所に避難させることです。この最優先課題を実現させるために、私たちは、今月２９日に、福島地方裁判所に、次の２つの裁判（裁判の正式名称「子ども脱被ばく裁判」）を起します。

①．安全な環境で教育をうける子どもの権利を確認する「子ども人権裁判」

現在、福島県の小中学校に通う子どもが原告になり、小中学校の設置者である市町村に対し、安全な環境で教育を受ける権利があることの確認を求める裁判。

②．原発事故後の国と福島県の救護対策の違法性を問う「親子裁判」

原発事故のあと福島県内に居住していた子どもとその保護者が原告になり、国と福島県に対し、国や福島県には子どもたちの健康を守る義務があるのに、原発事故のあと、子どもたちを被ばくから守ろうとせず、無用な被ばくをさせ、子ども及びその保護者達に筆舌に尽しがたい精神的苦痛を与えたことを理由とする１人10万円の慰謝料請求の裁判。

請求額を１人10万円としたのは国や福島県がとった救護対策が違法であることを司法の場ではっきりさせることを目的としたからです。

私たちは、今度こそ、「福島の子どもたちは危ない」と認めた仙台高裁判決の上記事実認定を踏まえて、見えない戦火の中に閉じ込められている福島の子どもたちの命を救う判決（子ども人権裁判）と世界で最も過酷な子育てを強いられてきた福島の親子に、世界標準といわれる避難の権利を認める判決（親子裁判）を勝ち取ります。

そして、これらの勝訴判決と日本と世界の世論の力で、日本政府と福島県がこれまで取って来た経済最優先、帰還最優先の違法な救護政策を、世界の常識に適った子どもの命最優先の救護政策に転換させます。

「命こそ宝」であり、「みんなが願えば避難は実現する」。私たちの裁判の原点はこれです。全ては私たちの手にかかっています。たとえどんな困難があろうとも一緒に乗り越えていきましょう。

（文責）弁護団　柳原敏夫